

お客様各位

令和7年1月27日

株式会社 タテムラ
システムサービス課
福生市牛浜104

System-V

所得税確定申告書・贈与税申告書・電子申告等プログラムのネット更新について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお取引を賜り誠にありがとうございます。

お待たせしておりました、令和6年分所得税確定申告書、贈与税申告書、電子申告等プログラムが完成しましたのでお知らせします。（個人決算書、財産債務調書の変更はありません。）

つきましては同封の資料を参照に更新作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

*** ネット更新は、令和7年1月29日(水) 14:00 より可能です ***

【保守会員様限定】 確定申告特別電話サポートを行います。

休日特別電話サポート：3月1日(土) 3月8日(土) 9:00~17:00

電話サポート回線：保守会員様専用フリーダイヤル

****一般回線は通常受付時間・弊社カレンダーどおり****

※確定申告時期のサポート体制のため、確定申告以外の障害等対応は翌営業日以降となります。
あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

今後とも倍旧のお引き立ての程、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

送付資料目次

※改正保守のご加入(未納含む)およびご注文にもとづき、以下の内容を同封しております。

送付プログラム

プログラムの送付はございません。ネット更新をお願いします。

取扱説明書

<https://www.ss.tatemura.com/> より確認できます。

案内資料

- ・ System-Vネット更新作業手順 及びバージョン一覧 1~2
- ・ 電子申告 環境設定インストール方法 3~5
- ・ 所得税確定申告書システム 変更内容 6~8
- ・ 消費税申告書 変更内容 9
- ・ 贈与税申告書プログラム 変更内容 9~10
- ・ 届出書セット 変更内容 11
- ・ 電子申告システム 変更内容 12

<別紙> プログラム注文書

送付内容のお問い合わせ先

送付内容に関するお問い合わせにつきましては、サービス課までご連絡くださいますようお願いいたします。尚、保守にご加入のお客様はフリーダイヤルをご利用ください。

TEL 042-553-5311 (AM10:00~12:00 PM1:00~3:30)
FAX 042-553-9901

以上

プログラム等のネット更新をご希望のお客様には、弊社システムに更新があった場合マルチウィンドウ端末起動時に以下のメッセージを表示するようになっております。

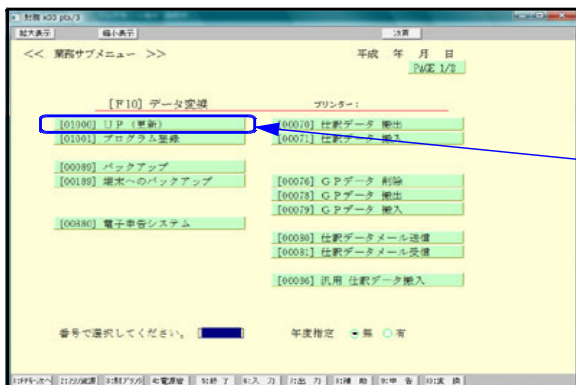
プログラム更新 ○○個のファイルが新しくなっています
1000番の4で更新できます

*** 以上を読んだら Enter を押してください ***

また、同時に更新内容につきましては、あらかじめご登録いただいているメールアドレスに更新のお知らせを送信します。

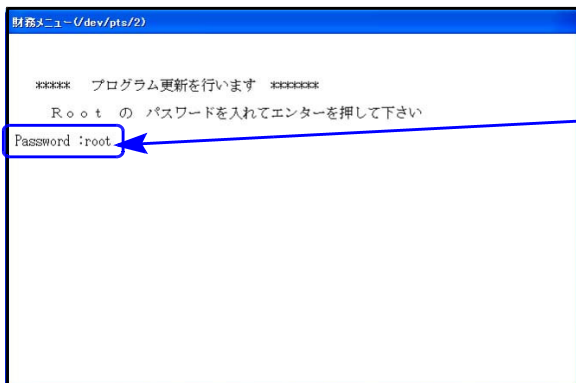
上記メッセージを表示した場合、System-Vの更新(サーバー側)及び電子の環境更新(各端末側)がございますので、以下の作業手順に従って更新作業を行ってください。

サーバーの更新方法



- ① 初期メニューより **[F10]** データ変換を選択します。**[1000] UP (更新)** を呼び出します。

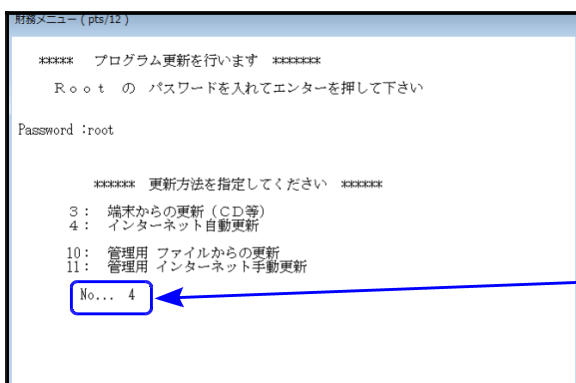
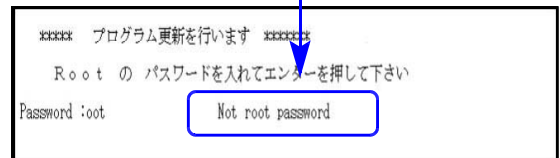
1000 **Enter** を押します。



- ② 左図の画面を表示します。

Enter を押します。
(rootは入力しません)

r o o t は消さないようにしてください。
※パスワードを消した場合エラーを表示します。



- ③ 左図の画面を表示します。

『**4**』インターネット自動更新を選択します。

4 **Enter** と押します。

```

財務:V32 pts/19
***** プログラム更新を行います *****
Root の パスワードを入れてエンターを押して下さい
Password :root

***** 更新元を指定してください *****
1 : ホストサーバの フロッピー
2 : ホストサーバの CD
3 : 端末の FD/CD
4 : インターネット更新
5 : ファイルからの更新
No... インターネット更新できるか調べています
Check host=www.tatemura.co.jp/loginck.html Next
Check host=taml.net/loginck.html Next
Check host=www.tatemura.net/loginck.html 4
Find listURL http://www.tatemura.com/cgi/lxlist.cgi
Check host=www.tatemura.com/cgi/lxlist.cgi Find Data
FileCheck from http://www.tatemura.com/cgi/prdown/tub80/download.cgi 4

```

④ 左図の画面を表示します。

『インターネットで更新できるか調べています』のメッセージを表示します。チェック終了後にインストールが始まりますので終了までそのままお待ちください。

転送作業は全システムを見比べ、差分をインストールしております。インターネットの環境にもよりますが、『10～20分』かかります。

```

財務:V32 pts/19
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:40 GMT
Server: Apache
Check: cc8c1d1bc509049385dea0aa9cd3d20
Content-Length: 494713
Connection: close
Content-Type: application/octet-stream bin
8
構築情報ファイル をインストールします[y/n/a/l]? ...A
HTTP/1.1 200 OK
Date: Wed, 10 Feb 2010 02:23:42 GMT
Server: Apache
Check: 004737b4004f727c6ed87d82b8c4b63e
Content-Length: 12133
Connection: close
Content-Type: application/octet-stream bin
3
G Pの初期値 をインストールします[y/n/a/l]? ...A
0
***** OOファイルを更新しました *****
F 5 を押してください

```

⑤ 転送作業が終了すると、更新したファイル数を表示します。

⑥ **F 5** を押して更新画面を終了します。

⑦ サーバーを再起動してください。

転送後のバージョン確認

下記のプログラムは **F 9**（申告・個人・分析）の1頁目、2頁目・**F 10**（データ変換）の1頁目に表示します。

| PG番号 | プログラム名 | HD-VER | 備考 |
|---------|----------|---------|--------------------------|
| 9 7 | G P年度更新 | V-6.2 3 | 今回変更の各プログラムに対応しました。 |
| 1 2 0 | 消費税申告書 | V-7.5 0 | 控用様式において、收受印欄削除に対応しました。 |
| 3 3 0 | 所得税確定申告書 | V-6.5 0 | 令和6年改正に対応しました。 |
| 5 2 0 | 贈与税申告書 | V-6.5 0 | 令和6年改正に対応しました。 |
| 1 1 1 0 | 届出書セット | V-6.5 3 | 所得税更正の請求書の様式変更に対応しました。 |
| 8 8 0 | 電子申告 | V-6.3 1 | 令和7年1月6日のe-Tax更新に対応しました。 |

※電子申告をご利用のコンピュータにおきましては、電子申告環境設定インストールも行ってください。(P.3～5)

- ・インストールを行う際は、全てのプログラムを終了してください。(マルチウィンドウ端末も閉じます。) 終了せずインストールを行うとプログラムが正常に動作しません。
- ・下記に沿って各端末機でインストール作業を行ってください。



<https://tatemura.co.jp/>

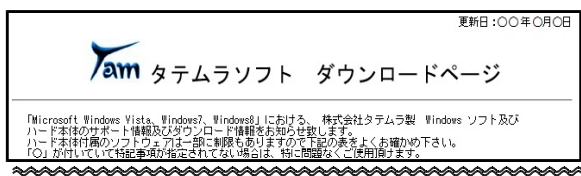
1. タテムラホームページを開き「サービス・サポート」をクリックします。



2. 「ダウンロード」をクリックします。



3. 左図の画面が開きます。「ダウンロードはこちらから」をクリックします。



4. 電子申告の環境設定をインストールします。

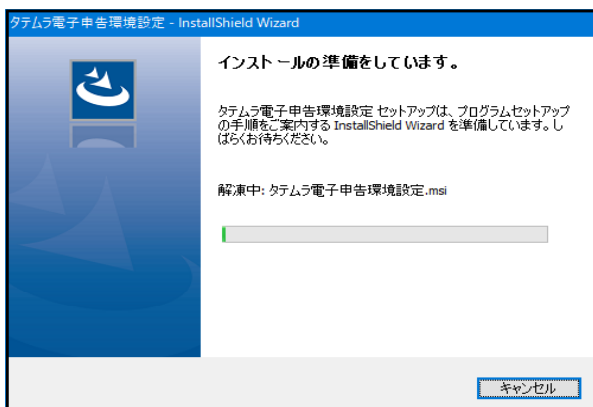
左図ダウンロードページの「国税・地方税電子申告システム環境設定の『インストール』」をクリックします。

| ダウンロード | | | | |
|---|------|----------|------------------------|-------------------------|
| 製品名 | VER | 更新日 | ダウンロード | 説明 |
| マルチウィンドウ端末 System-V専用 ※新機の場合はV-ポータルも入ります。ver2.30 IASご利用のお客様はこちら | 5.16 | 21/09/03 | インストール | 更新手順PDF |
| 国税・地方税 電子申告環境設定 NEW 令和7年2月 国税・地方税 更新対応版 | R6年版 | 25/01/29 | インストール | 更新手順PDF |



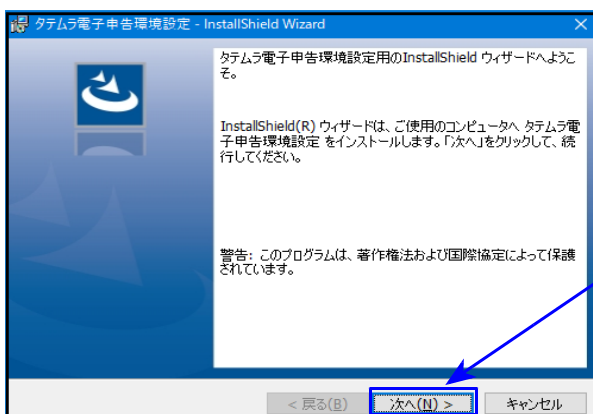
5. [インストール]をクリック後、ダウンロードフォルダへの保存が完了すると、左図を表示します。

[ファイルを開く]をクリックします。



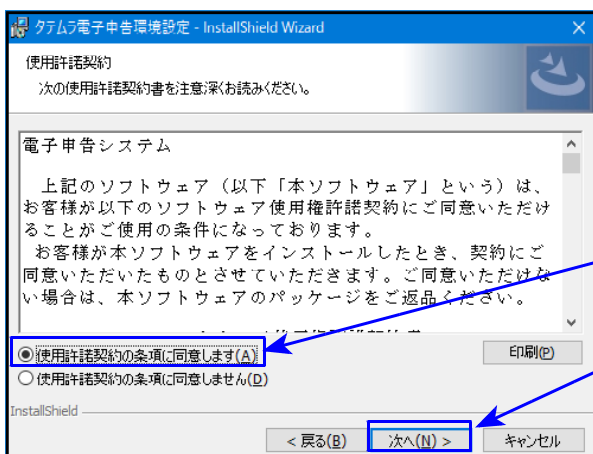
6. 左図の画面を表示します。

7. の画面を表示するまでしばらくお待ちください。



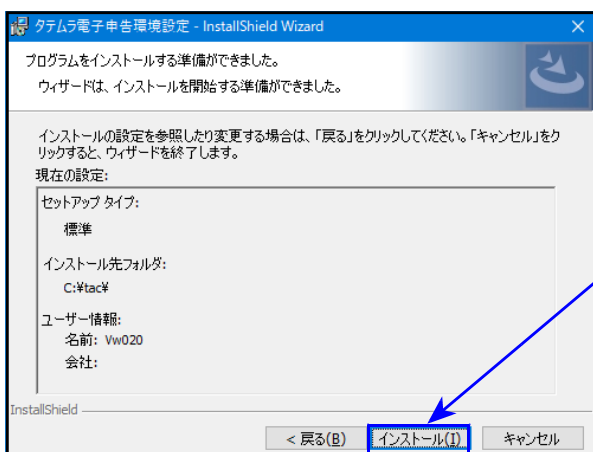
7. 左図の画面を表示します。

「次へ」をクリックします。



8. 左図の画面を表示します。

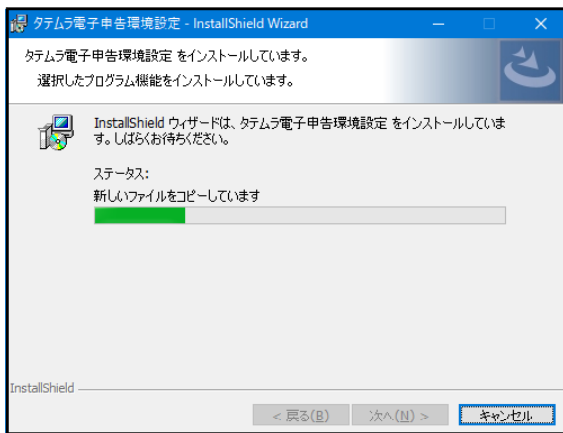
使用許諾契約書をお読みいただき、「同意します」に●を付け替えた後、「次へ」をクリックします



9. 左図の画面を表示します。

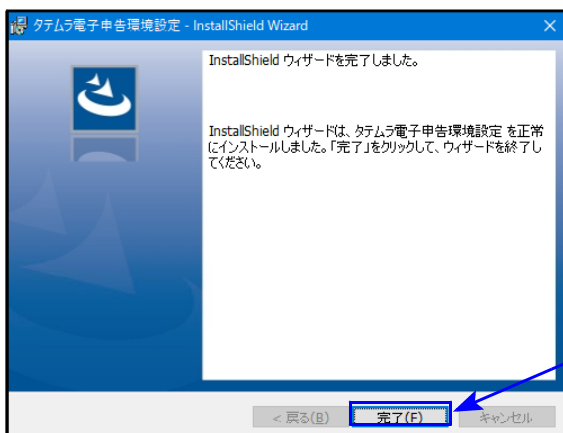
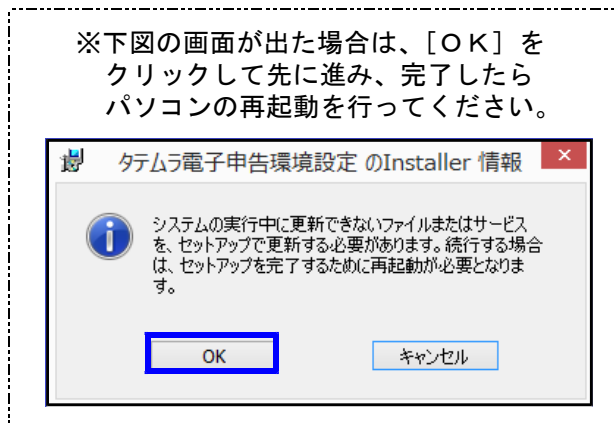
「インストール」をクリックします。

※ご利用の環境によっては、**インストール** クリック後、次の画面に変わるまで数分間無反応状態に見えることがありますが、再クリックはせずにそのままお待ちください。



10. 更新作業が始まります。

11. の画面を表示するまでそのままお待ちください。



11. 「セットアップの完了」と表示したら、「完了」をクリックします。

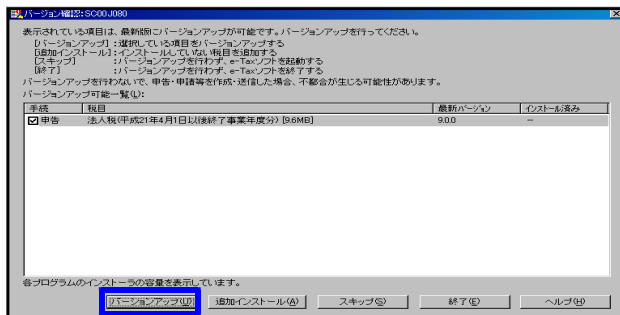
以上で更新作業は終了です。

※e-Taxソフトの更新も行ってください。

令和7年1月6日以後、e-Taxソフト未更新の場合
e-Taxソフトの更新が必要です

e-Taxのバージョンアップが令和7年1月6日にありました。1月6日以後、まだe-Taxソフトの更新を行っていない場合は、更新を行っていただきますようお願いいたします。以下の方法でバージョンアップしてください。

1. デスクトップ上のe-Taxソフトのアイコンをダブルクリック。
2. インターネット接続をOK→国税庁からのお知らせをOK、にして進みます。



3. 上記の画面が表示されましたら、「バージョンアップ」をクリックし、画面に従ってバージョンアップ作業をお願いいたします。

※更新前に入力済のデータについて、確認のお願い※

- プログラム更新後に、各表を開いて金額等の内容確認をお願いします。

[特に確認していただきたいこと]

- ・扶養及び専従者の「続柄」において、選択方法をラジオボタン→セレクトボタンに変更しております。入力画面を開いて、続柄が正しいことを確認願います。
- ・住宅借入金等特別控除計算明細書は、二面の番号が大きく変わっているため、該当の番号になっているか確認願います。

●「令和6年分以降用（又は令和6年分用）」様式に対応しました。

第一表

「令和6年分特別税額控除（人数、金額）」欄が追加となり、「再々差引所得税額」欄も追加となりました。

| | | | | | | | | | |
|---|--|------|--|--|--|--|---|---|---|
| の | 災害減免額 | (42) | | | | | | | |
| | 再差引所得税額 | (43) | | | | | | | |
| | 令和6年分特別税額控除 (3万円×人数) | (44) | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | 再々差引所得税額(基準所得税額) (43-(44)(赤字のときは0)) | (45) | | | | | | | |
| 計 | 復興特別所得税額 (45×2.1%) | (46) | | | | | | | |
| | 所得税及び復興特別所得税の額 (45+46) | (47) | | | | | | | |

★[44]令和6年分特別税額控除欄の入力について★（定額減税）

対象となる人数の自動集計はありません。また、合計所得金額による自動入力判定も行っておりません。特別税額控除対象者であるかどうかをあらかじめ確認していただき、該当の場合は、必ず控除対象人数を入力してください。

入力画面で
対象となる人数を必ず
入力してください。

| | | | | |
|-------------------------|----|---|------|--------|
| 令和6年分特別税額控除 (3万円×人数) | 参考 | 3 | [44] | 90,000 |
| | 人数 | 3 | | |

※参考欄：下記の判定により人数を表示します。参考としてください※

本人（[10]基本情報登録の氏名に入力がある）
＋
第二表の配偶者及び親族の「その他」欄が『2』の人数

| ○ 配偶者や親族に関する事項 (◎、◎、◎、◎) | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|------|-----|---------------------|-----|------|----|-----|-----|-----|----|---|
| 氏名 | 個人番号 | 続柄 | 生年月日 | 障害者 | 国外居住 | 住宅 | 住民税 | その他 | その他 | | |
| 国税 花子 | | 配偶者 | 明・大 昭・平 50・11・12 | 障 | 特障 | 国外 | 年調 | 特個 | 同一 | 別居 | 2 |
| 国税 さくら | | 子 | 明・大 昭・令 15・1・2 | 障 | 特障 | | 年調 | 特個 | 16 | 別居 | 2 |

合計所得金額による自動入力判定は行っておりませんが、合計所得金額が1,805万円を超えている場合、入力終了時に右図の確認メッセージを表示します。

| |
|---|
| 所得税 |
| [定額減税] 合計所得が1,805万円を超えています。定額減税できません。定額減税を確認してください。 |
| [F 4]:入力に戻る [F 5]:終了] |

第二表

「社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除」欄が、4行→3行で1行削除。

これに伴い、社会保険料控除5件、小規模企業共済等掛金控除4件に入力が変更となりました。

| 保険料等の種類 | 支払保険料等の計 | うち年末調整等以外 |
|------------------|----------|-----------|
| (13)(14) 社会保険料控除 | 円 | 円 |
| (15) 新生命保険料 | 円 | 円 |

「特例適用条文等」欄が位置が変更となり、枠も小さくなったことから、1行1頁で印刷するよう変更しました。

○ 寄附金控除に関する事項(28)

| | | |
|---------|-----|---|
| 寄附先の名称等 | 寄附金 | 円 |
| 特例適用条文等 | | |

「配偶者や親族に関する事項」欄

「その他」欄が、調整の場合は「1」、定額減税対象の場合は「2」を入力する欄に変更となりました。

○ 配偶者や親族に関する事項 (20~23、34、39、44)

| 氏名 | 個人番号 | 続柄 | 生年月日 | 障害者 | 国外居住 | 住宅 | 住民税 | その他 |
|----|------|-----|--------------|---------|----------|----|-----|-----|
| | | 配偶者 | 明・大 昭・平 | 障 特障 | 国外 年調 | 特個 | 同 | 別居 |
| | | | 明・大 昭・平・令 | 障 特障 | 年調 | 特個 | 16 | 別居 |

特例対象個人を判定するための「住宅」欄が追加となりました。

「住宅特個」で国外居住の場合、「住宅特個」のチェックボックス下の「国外」欄に配偶者はチェック、親族は「5」を入力してください。

| | |
|--------------------------|-------------------------------------|
| 国外居住 | 住宅 |
| 国外 年調 | 特個 |
| <input type="checkbox"/> | <input checked="" type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 国外 5 |

注) 配偶者が「調整」「特個」に該当する場合は、所得金額を入力しないようにしてください。

【第二表：配偶者や親族欄の入力について】

配偶者や親族入力は、
 「10:基本情報登録」内の[家族情報]
 「11:所得税確定申告書」[21]第1表の[23]扶養控除サブミット
 「11:所得税確定申告書」[23]第2表 所得の控除
 の3箇所で行えます。

入力はどこから行っても同じですが、基本情報登録で入力した場合は、必ず第一表又は第二表を開いてください。

分離課税用 第三表

損失用 第四表

第一表に2項目追加になったことにより、番号が変わりました。計算、及び番号以外の様式の変更はありません。

〔特定増改築等〕住宅借入金等特別控除額の計算明細書

【一面】 6 欄が「特例対象個人に係る事項等」欄に変更となりました。
 (※令和5年プログラでチェックを付けていた場合は「1」になります。)

| | | | | | | | |
|--|----|--------|--|---|--------|----|---|
| 5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項 | | | | 6 特例対象個人に係る事項等 | | | |
| なし又は5% | 8% | 10% | 税率が10%の場合に⑤、⑥に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額) | 夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合、認定住宅等である新築住宅又は買取再販住宅に入居したときは、右の欄に該当する数字を書いてください。詳しくは、控除の裏面を参照してください。 | | 区分 | |
| 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高 | | | | | | | |
| | | ⑤ 住宅のみ | ⑥ 土地等のみ | ⑦ 住宅及び土地等 | ⑧ 増改築等 | | |
| 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高 | 区分 | ⑤ | | | | | 円 |

区分欄が追加となりました。

【二面】

「特例対象個人に係る計算」欄が追加となりました。また、認定住宅等とその他の住宅の順番が入れ替わり、該当番号が令和5年とは大きく変わりました。昨年より引き続き使用する場合は、該当の番号になっているかご確認ください。 例) 令和5年「2」→令和6年「5」

【付表】

注記に調書方式の説明が追加となりました。

譲渡所得の内訳書【土地・建物用】

2面の1(2)の土地の(実測)、(公簿等)欄を、電子申告に合わせて文字入力欄に変更しました。

| | | | |
|--------------------------|--|---|----------------------|
| (2)どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)され | | | |
| 土地 | <input checked="" type="checkbox"/> 宅地 | <input type="checkbox"/> 田 | (実測) m ² |
| | <input type="checkbox"/> 山林 | <input type="checkbox"/> 畑 | 123456789012345 |
| | <input type="checkbox"/> 雑種地 | <input type="checkbox"/> 借地権 | (公簿等) m ² |
| | <input type="checkbox"/> その他() | | 1,857.6× |
| 建物 | <input type="checkbox"/> 居宅 | <input checked="" type="checkbox"/> マンション | m ² |
| | <input type="checkbox"/> 店舗 | <input type="checkbox"/> 事務所 | 80.00 |
| | <input type="checkbox"/> その他 | | |
| | () | | |

(実測)(公簿等)それぞれ
 上下行 各半角15文字

医療費の明細書/セルフメディケーション税制の明細書

様式内の文字「補てん」→「補填」に変更となりました。
 注記の番号や、右側のコメントも追加となっています。

その他

下記の計算書等において、転記元・転記先の項目番号、及び注記に変更がありました。

- ・ 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
- ・ 申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
- ・ 譲渡所得の内訳書【土地・建物用】
- ・ 政党等寄附金特別控除額の計算明細書
- ・ 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書
- ・ 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書
- ・ 先物取引に係る雑所得等の金額の明細書
- ・ 申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)
- ・ 添付台紙

第一表（一般様式／簡易様式） 法人用／個人用

「控用」様式の「収受印」欄が削除となりましたので、印刷の様式から削除しました。

第一表

第二表の項目番号が変更になったことにより、[12]欄の項目名に変更がありました。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| II | 相続時精算課税分の課税価格の合計額 <small>(特定贈与者ごとの第 1 表の②の金額の合計額)</small> | ⑪ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相続時精算課税分の差引税額の合計額 <small>(特定贈与者ごとの第 1 表の③の金額の合計額)</small> | ⑫ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

第一表の二

- ・ 第二表に 3 項目追加があったことにより、全項目番号が変更となりました。
- ・ 非課税限度額の計算欄：2 項目空番となり、計算が変更となりました。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----------------------------------|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 非課税分 | 住宅資金非課税限度額 (1,000万円又は500万円) (注 2) | ④⑩ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ③⑧のうち非課税の適用を受ける金額 | ④③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- ・ (注 1) 確定申告書を提出した場合、令和 5 年では提出年月日及び税務署名を記載しましたが、「提出しました」のチェックを付ける方式に変更となりました。

私は、令和 6 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を所轄税務署長へ提出しました。

第二表

相続時精算課税に係る「基礎控除」の創設（基礎控除額110万円）により 3 項目増え、計算が変更となりました。

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---------------------------------------|----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 精算 | 財産の価額の合計額 (課税価格) | ②⑥ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 基礎の控除算 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額 (注 1) | ②⑦ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 相続時精算課税に係る基礎控除額 (110万円×②⑥÷②⑦) (注 2) | ②⑧ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ②⑧の控除後の課税価格 (②⑥-②⑧) | ②⑨ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特別 | 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) | ③⑩ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[27] 欄：作成したすべての第二表[26]の合計額を自動表示します。

年中途中で亡くなった特定贈与者(第二表作成なし)からの取得財産価額を加算する場合は、合計額を上書入力してください。※作成した第二表それぞれで上書が必要です。

| | | | | |
|--------|----------------------------------|--|----|-------------------------|
| 算 課 | 財産の価額の合計額(課税価格) | [26][37]を第1表へ転記する場合はチェック <input checked="" type="checkbox"/> | 26 | 申告書第1表[11] 2,500,000 |
| | 基礎の控除額 | 特定贈与者ごとの贈与税の課税価格の合計額 | 27 | 22,500,000 |
| | 相続時精算課税に係る基礎控除額(110万円×[26]÷[27]) | 参考:総合計 1,099,999 | 28 | 122,222 |
| | [28]の控除後の課税価格([26]-[28]) | | 29 | 2,377,778 |

[28] 欄：左横にある「参考:総合計」は、作成したすべての第二表[28]の合計額を表示します。合計額が110万円になるよう、[28]の金額を上書きして調整してください。

《入力メニュー終了時》

第二表[28]の合計額が110万円ではない場合、左図のメッセージを表示します。データの確認を行ってください。

※[27]に第二表不作成特定贈与者分の財産価額加算がある場合は、[28]合計額にその分は含まれないため110万円にはなりません。

贈与税

第2表の[28]相続時精算課税の基礎控除額が110万円ではありません。控除額が正しいか確認してください。

[F 5] をキーイン

項目名の追加、変更がありました。(下線部)

| | | | |
|--|--------------------|----------------|-------------------|
| 上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税選択届出書の提出又は相続時精算課税分の贈与税の申告状況 | 提出・申告した 税 務 署 名 | 提出・申告した 年 分 | 受贈者の住所及び氏名 (「相続時精 |
| | 署 | 平成 令和 年分 | |
| | 署 | 平成 令和 年分 | |
| | 署 | 平成 令和 年分 | |

【 81 : 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書 】

「令和6年分特別税額控除（人数、金額）」欄が追加となり、「再々差引所得税額」欄も追加となりました。

| | | | | | |
|---|---------------------------|-----------------------|--|----------------------|--|
| 所得 から 差 し 引 か れ る 金 額 | 社会保険料 小規模企業共済等掛金 控除 ④ | | 差引所得税額 | | |
| | 生命保険料 地震保険料 控除 ⑤ | | 災害減免額 | | |
| | 寡婦・ひとり親、 勤労学生、障害者 控除 ⑥ | | 再差引所得税額 | | |
| | 配偶者（特別）控除 ⑦ | | 令和6年分特別税額控除 | 人 | |
| | 扶養控除 ⑧ | 人 | 再々差引所得税額 （基準所得税額） | | |
| | 基礎控除 ⑨ | | 復興特別所得税額 | | |
| | ④から⑨までの計 ⑩ | | 所得税及び復興特別所得税の額 | | |
| | 雑損 医療費（特別）控除 ⑪ | | 外国税額控除等 | | |
| | 寄附金控除 ⑫ | | 源泉徴収税額 | | |
| | 合計 ⑬ | | 申告納税額 | | |
| | 課税 所得 される 額 | ①に対する金額 ⑭ | ,000 | 予定納税額 （第1期分・第2期分） | |
| | | ②に対する金額 ⑮ | ,000 | 第3期分の 納める税金 A | |
| | | ③に対する金額 ⑯ | ,000 | 税額 還付される 金 B | |
| ※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、 「一般株式等の譲渡所得等」、「上場株式等の譲渡所得等」、 「上場株式等の分離配当所得等」、「先物取引の分離雑所得等」、 「山林所得」、「退職所得」を記載してください。 | | | C この請求前の第3期分の税額 （還付の場合は頭に△を記載） 第3期分の税額の差額 （減少額（C - A + B）） | | |
| 還税 金の 受取 場所 | （銀行等の預金口座に振込みを希望する場合） | | （ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合） | | |
| | 銀行 金庫・組合 農協・漁協 | 本店・支店 出張所 本所・支所 | 貯金口座の 記号番号 | 公金受取口座 | |
| | 預金 口座番号 | | （郵便局等の窓口受取りを希望する場合） | | |
| | | | 登録に同意する <input type="checkbox"/> | | |
| | | | 登録済みの口座を 利用する <input type="checkbox"/> | | |

脚注、還付受取場所、公金受取口座のレイアウトが変更となりました。

国 税

【所得税】 令和6年の申告に対応しました。

【贈与税】 令和6年の申告に対応しました。

第一表

7件以上の電子データ変換において、贈与者ごとの財産集計時に財産価額がマイナスの場合、0円として集計していたケースがありました。
マイナス金額のまま正しく集計するよう機能改善しました。

相続時精算課税選択届出書

様式変更に対応しました。

チェックボックスを追加しました。

相続時精算課税選択届出書

令和 6 年 2 月 22 日

住所 (〒 -) 札幌市中央区△△条△丁目×番×号 電話 090 - 1234 - 0000

受贈者 札幌中 税務署長殿

フリガナ 札幌 史郎

氏名 札幌 史郎

生年月日 昭和 54 年 8 月 8 日

特定贈与者との続柄 子 孫 養子 その他 ()

私は、下記の特定贈与者から令和 5 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9 第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

1. 特定贈与者に関する事項

| | |
|------------|-------|
| 住所 又は居所 | |
| フリガナ | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |

2. 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

| | |
|-----------------|-------|
| 推定相続人又は孫となった理由 | |
| 推定相続人又は孫となった年月日 | 年 月 日 |

4. 添付書類 (次の書類の添付がなされているか確認の上、チェックをしてください。)

受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)

(1) 受贈者の氏名、生年月日 (2) 受贈者が特定贈与者の直系尊属である推定相続人又は孫であること

作成税理士 田中 一郎 電話番号 03 - 0000 - 0001

4: 抹消 5: 終了 7: 演算

※届出書のみでの単独送信には対応しておりません。

単独送信時に必要な「個人番号」「3. 提出方法 (単独)」欄は入力画面から省いています。ご承知おき願います。

土地及び土地の上に存する権利の評価明細書 (第2表)

「区分所有財産に係る敷地利用権の評価額」追加に対応しました。

◎贈与税電子変換にはルールがあります◎

取扱説明書、または贈与税変換画面右上の「注意事項」をご一読ください。

税込価格 ※下段()内は税抜価格

■ 所得税確定申告書システム

| 1本分 | 2本分 | 3本分 | 4本分 | 5本以降 | 取扱説明書 |
|--------------------|--------------------|---------------------|----------------------|----------------------|------------------|
| 77,000 (70,000) | 92,400 (84,000) | 107,800 (98,000) | 123,200 (112,000) | 138,600 (126,000) | 2,200 (2,000) |

■ 個人決算書プログラム

| 1本分 | 2本分 | 3本分 | 4本分 | 5本以降 | 取扱説明書 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 44,000 (40,000) | 52,800 (48,000) | 61,600 (56,000) | 70,400 (64,000) | 79,200 (72,000) | 1,100 (1,000) |

■ 財産債務調書プログラム

| 1本分 | 2本分 | 3本分 | 4本分 | 5本以降 | 取扱説明書 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 22,000 (20,000) | 30,800 (28,000) | 35,200 (32,000) | 39,600 (36,000) | 44,000 (40,000) | 1,100 (1,000) |

■ 贈与税申告書プログラム

| 1本分 | 2本分 | 3本分 | 4本分 | 5本以降 | 取扱説明書 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 33,000 (30,000) | 39,600 (36,000) | 46,200 (42,000) | 52,800 (48,000) | 59,400 (54,000) | 1,100 (1,000) |

■ 消費税申告書プログラム

| 1本分 | 2本分 | 3本分 | 4本分 | 5本以降 | 取扱説明書 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 33,000 (30,000) | 39,600 (36,000) | 46,200 (42,000) | 52,800 (48,000) | 59,400 (54,000) | 1,100 (1,000) |

■ 届出書セットプログラム

| 1本分 | 2本分 | 3本分 | 4本分 | 5本以降 | 取扱説明書 |
|--------------------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------|
| 88,000 (80,000) | 105,600 (96,000) | 123,200 (112,000) | 140,800 (128,000) | 158,400 (144,000) | 1,100 (1,000) |

■ 関与先名簿・従業員名簿プログラム ※改正保守はありません。更新にはご注文が必要です

| 1本分 | 2本分 | 3本分 | 4本分 | 5本以降 | 取扱説明書 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------|
| 11,000 (10,000) | 13,200 (12,000) | 15,400 (14,000) | 17,600 (16,000) | 19,800 (18,000) | 1,100 (1,000) |

※印刷した説明書をご希望のお客様には有料にて承っております。

改正保守に加入している場合でも有料となります。

※改正保守にご加入頂いていないお客様は上記金額が毎年かかります。

この機会に改正保守をご検討頂きますようお願いいたします。

必要な場合は別途お見積りいたします。

改正保守・1台分 (税込価格)

| | | |
|---------------------|----------|-----------|
| 所得税関連セット(確定申告・個人決算) | 月額4,400円 | 年額52,800円 |
| 財産債務調書 | 月額1,100円 | 年額13,200円 |
| 資産税セット(贈与・相続) | 月額2,200円 | 年額26,400円 |
| 消費税申告書 | 月額2,200円 | 年額26,400円 |
| 届出書・登記用紙 | 月額1,100円 | 年額13,200円 |

複数台の場合は価格が変わります。ワトごとの改正保守もごさいます。

注 文 書

25.01

※端末台数が多く、書ききれない場合は欄外へご記入ください。

■ **所得税確定申告書システム** ※確定申告書説明書は2冊で1組です

| 本数 | 価 格 | 端 末 機 名 | 取 説 | 保 守 希 望 |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 本 | ¥ | | 組 | |

■ **個人決算書プログラム**

| 本数 | 価 格 | 端 末 機 名 | 取 説 | 保 守 希 望 |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 本 | ¥ | | 冊 | |

■ **財産債務調書プログラム**

| 本数 | 価 格 | 端 末 機 名 | 取 説 | 保 守 希 望 |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 本 | ¥ | | 冊 | |

■ **贈与税申告書プログラム**

| 本数 | 価 格 | 端 末 機 名 | 取 説 | 保 守 希 望 |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 本 | ¥ | | 冊 | |

■ **消費税申告書プログラム**

| 本数 | 価 格 | 端 末 機 名 | 取 説 | 保 守 希 望 |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 本 | ¥ | | 冊 | |

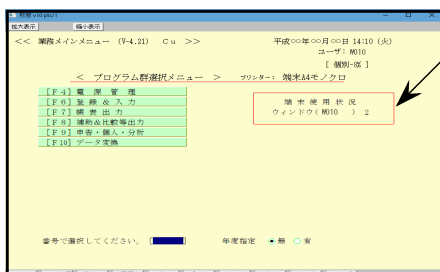
■ **届出書セットプログラム**

| 本数 | 価 格 | 端 末 機 名 | 取 説 | 保 守 希 望 |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 本 | ¥ | | 冊 | |

■ **関与先名簿・従業員名簿プログラム**

| 本数 | 価 格 | 端 末 機 名 | 取 説 | 保 守 希 望 |
|----|-----|---------|-----|---------|
| 本 | ¥ | | 冊 | |

＜端末機名＞



立ち上がり画面のここに端末機名
を表示しています。

例) w010 等

プログラム金額

取扱説明書金額

お申し込み金額合計 円

| | |
|-----|--|
| 御社名 | |
| ご住所 | |

ご注文 F A X : 0 4 2 - 5 5 3 - 9 9 0 1